

Q



教育・結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度について教えてください。

A



直系尊属から受ける教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与を非課税とする制度について、節税的な利用を防止する観点から一定の見直しを行った上で、適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されます。

●改正概要●

①結婚・子育て一括贈与の非課税の改正項目 **減税**

今回の改正により受贈者の対象年齢が引き下げられました。

改正事項	改正前	改正後
受贈者の要件 子・孫	20歳～50歳 適用OK	18歳～50歳 適用OK
適用期限	令和4年3月31日	令和4年4月1日～

②教育資金一括贈与の非課税の改正項目 **増税**

贈与者が死亡時の贈与した資金の残額についての見直しがありました。

改正事項	改正前	改正後
贈与者死亡時の 残額の取扱い	死亡前3年以内の 贈与に係る残額の みが相続税の対象	残額すべてが相続 税の課税対象 ※23歳未満、学生等は課税対象外 (現行と同じ)
適用期限	令和3年3月31日	令和3年4月1日～

贈与者が死亡時の相続税の2割加算の適用についての見直しがありました。

改正事項	改正前	改正後
残額についての 相続税の2割加算 の適用	2割加算 適用なし	2割加算 適用あり
適用期限	令和3年3月31日	令和3年4月1日～

令和3年4月1日以後の贈与等により取得する金銭等について適用

POINT



令和3年3月31日までにを行った贈与等については、今年度の改正の適用対象外となります。